

(第1条関係)寒川町消防賞慰金条例新旧対照表

現 行	改 正 案
(目的) 第1条 この条例は、寒川町に勤務する<u>消防職員及び消防団員</u>(以下「<u>消防職員及び消防団員</u>」という。)に賞慰金を授与することを目的とする。 (賞慰金授与の要件) 第2条 町長は、<u>消防職員及び消防団員</u>が消防業務に従事するに当たって、一身の危険を顧みることなく、その職務を遂行し、そのため死亡し、又は障害の状態となつた場合においては、賞慰金を授与することができる。 ～略～	(目的) 第1条 この条例は、寒川町に勤務する____<u>消防団員</u>(以下「____<u>消防団員</u>」という。)に賞慰金を授与することを目的とする。 (賞慰金授与の要件) 第2条 町長は、____<u>消防団員</u>が消防業務に従事するに当たって、一身の危険を顧みることなく、その職務を遂行し、そのため死亡し、又は障害の状態となつた場合においては、賞慰金を授与することができる。 ～略～

(改正附則)

現 行	改 正 案
	<u>附 則</u> <u>この条例は、令和4年4月1日から施行する。</u>